

議案第四号

杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例及び杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十年二月十六日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例及び杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

第一条 杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和四十八年杉並区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第四号中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「医療」を「療養の給付」に改める。

第四条第一項中「老人保健法第二十八条第一項の」を「高齢者の医療の確保に関する法律第六十七条第一項の」に、「老人医療受給対象者」を「後期高齢者医療の被保険者」に、「第十七条の七に規定する高額医療費」を「第五十六条第二号に規定する高額療養費」に、「老人保健法第二十八条第一項各号」を「高齢者の医療の確保に関する法律第六十七条第一項各号」に改める。

第二条 杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年杉並区条例第二十

三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第二十八条第一項」を「高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第六十七条第一項」に、「老人医療受給対象者」を「後期高齢者医療の被保険者」に、「第十七条の七に規定する高額医療費」を「第五十六条第二号に規定する高額療養費」に、「老人保健法第二十八条第一項各号」を「高齢者の医療の確保に関する法律第六十七条第一項各号」に改める。

第七条の二第一項中「老人保健法第二十八条」を「高齢者の医療の確保に関する法律第六十七条」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(提案理由)

老人保健法の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。

<p>杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例及び杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表</p> <p>第一条による改正（杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正）</p> <p>新 条 例</p>	<p>（対象者）</p> <p>第三条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に定める期間は、対象者としない。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による療養の給付を受けることができる者（規則で定める者を除く。） 当該療養の給付を受けることができる間</p> <p>3 略</p> <p>五 略</p>
<p>（対象者）</p> <p>第三条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に定める期間は、対象者としない。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による療養の給付を受けることができる者（規則で定める者を除く。） 当該療養の給付を受けることができる間</p> <p>3 略</p> <p>五 略</p>	<p>（対象者）</p> <p>第三条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に定める期間は、対象者としない。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による医療を受けることができる者（規則で定める者を除く。） 当該医療を受けることができる間</p> <p>3 略</p> <p>五 略</p>

(助成の範囲)

第四条 区は、対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費(健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によつて算定された額(当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によつて算定された額)を超える額を除く。以下同じ。)のうち、当該法令の規定によつて対象者又は対象者に係る国民健康保険法による世帯主若しくは健康保険法(大正十一年法律第七十号)による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額(以下「対象者等負担額」という。)から、高齢者の医療の確保に関する法律第六十七条第一項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が

(助成の範囲)

第四条 区は、対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費(健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によつて算定された額(当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によつて算定された額)を超える額を除く。以下同じ。)のうち、当該法令の規定によつて対象者又は対象者に係る国民健康保険法による世帯主若しくは健康保険法(大正十一年法律第七十号)による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額(以下「対象者等負担額」という。)から、老人保健法第二十八条第一項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する老人医療受給対象者が

同法の規定により負担すべき額（入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額を除く。）に相当する額（同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が、同法第五十六条第二号に規定する高額療養費を支給される場合に相当する場合にあつては、規則で定める額）及び国民健康保険法その他の法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額（以下「食事療養標準負担額」という。）又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額（以下「生活療養標準負担額」という。）の合計額（以下「一部負担金等相当額」という。）を控除した額を助成する。この場合において、一部負担金等相当額の算定に当たつては、高齢者の医療の確保に関する法律第六十七条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合にかかわら

同法の規定により負担すべき額（入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額を除く。）に相当する額（同法に規定する老人医療受給対象者が、同法第十七条の七に規定する高額医療費を支給される場合に相当する場合にあつては、規則で定める額）及び国民健康保険法その他の法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額（以下「食事療養標準負担額」という。）又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額（以下「生活療養標準負担額」という。）の合計額（以下「一部負担金等相当額」という。）を控除した額を助成する。この場合において、一部負担金等相当額の算定に当たつては、老人保健法第二十八条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合にかかわら

ず、同項第一号に定める割合を乗ずるものとする。

2 及び 3 略

第二条による改正（杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正）

新 条 例

（助成の範囲）

第五条 区は、対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。以下同じ。）のうち、当該法令の規定によって対象者又は対象者に係る国民健康保険法による世帯主若しくは健

ず、同項第一号に定める割合を乗ずるものとする。

2 及び 3 略

旧 条 例

（助成の範囲）

第五条 区は、対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。以下同じ。）のうち、当該法令の規定によって対象者又は対象者に係る国民健康保険法による世帯主若しくは健

康保険法（大正十一年法律第七十号）による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額（以下「対象者等負担額」という。）から、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十七条第一項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が同法の規定により負担すべき額（入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額を除く。）に相当する額（同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が、同法第五十六条第二号に規定する高額療養費を支給される場合に相当する場合にあつては、規則で定める額）及び国民健康保険法その他の法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額（以下「食事療養標準負担額」という。）又は入院時生活療養

康保険法（大正十一年法律第七十号）による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額（以下「対象者等負担額」という。）から、老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第二十八条第一項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する老人医療受給対象者が同法の規定により負担すべき額（入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額を除く。）に相当する額（同法に規定する老人医療受給対象者が、同法第十七条の七に規定する高額医療費を支給される場合に相当する場合にあつては、規則で定める額）及び国民健康保険法その他の法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額（以下「食事療養標準負担額」という。）又は入院時生活療養

費に係る生活療養標準負担額（以下「生活療養標準負担額」という。）の合計額（以下「一部負担金等相当額」という。）を控除した額を助成する。この場合において、一部負担金等相当額の算定に当たっては、

2 及び 3 略

（一部負担金等相当額等の支払方法）

第七条の二 前条第一項に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、第五条第一項に規定する一部負担金等相当額を、
高齢者の医療の確保に関する法律第六十七条及び厚生労働省令の規定の例により病院等に支払うものとする。

2 略

費に係る生活療養標準負担額（以下「生活療養標準負担額」という。）の合計額（以下「一部負担金等相当額」という。）を控除した額を助成する。この場合において、一部負担金等相当額の算定に当たっては、
老人保健法第二十八条第一項各号

2 及び 3 略

（一部負担金等相当額等の支払方法）

第七条の二 前条第一項に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、第五条第一項に規定する一部負担金等相当額を、
老人保健法第二十八条
及び厚生労働省令の規定の例により病院等に支払うものとする。

2 略